

## 議案第79号

### 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月25日提出

取手市長 中村 修

#### 提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、地域手当、扶養手当等の諸手当、一般職の期末・勤勉手当及び特別職の期末手当の見直し等所要の措置を講ずるため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、<u>勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</u></p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、<u>勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</u></p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した日現</p>

<p>在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75</u>、<u>12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>
---	---

別表第2及び別表第3を次のように改める。

## 別表第2（第5条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	

36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	

78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				

	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

### 別表第3（第5条関係）

#### 消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	373,400
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	376,000
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	378,300
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	380,500
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	382,400
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	384,700
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	386,800
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	388,800
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	390,800
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	393,100
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	395,300
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	397,500
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	399,700
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	402,000
15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	404,200	

16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	406,500
17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	408,300
18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	410,200
19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	412,100
20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	413,900
21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	415,700
22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	417,500
23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	419,300
24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	421,100
25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	422,700
26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	424,200
27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	425,700
28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	427,200
29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	428,700
30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	430,000
31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	431,300
32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	432,500
33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	433,700
34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	435,000
35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	436,300
36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	437,500
37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	438,700
38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	439,500
39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	440,300
40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	441,100
41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	441,700
42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	442,300
43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	442,900
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	443,500
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	444,200
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	445,000
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	445,400
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	446,100
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	446,600
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	447,000
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	447,400
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	447,800
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	448,200
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	448,600
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	449,000
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	449,300
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	449,600

58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	450,000
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	450,300
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	450,600
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	450,900
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	
85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100	
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400	
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600	
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800	
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100	
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400	
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600	
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800	
94	308,300	330,200	356,200	389,800			
95	309,200	331,400	357,700	390,300			
96	310,000	332,600	359,100	390,800			
97	310,800	333,800	360,400	391,200			
98	311,800	335,100	361,600	391,600			
99	312,700	336,300	362,700	392,100			

100	313,600	337,500	363,900	392,600
101	314,500	338,900	365,000	393,000
102	315,500	339,800	366,100	393,500
103	316,500	340,800	367,200	394,000
104	317,400	341,900	368,300	394,500
105	318,200	343,000	369,500	394,800
106	318,800	344,100	370,000	395,200
107	319,400	345,100	370,600	395,700
108	320,000	346,100	371,200	396,000
109	320,500	347,300	371,800	396,300
110	321,000	348,300	372,300	396,800
111	321,400	349,300	372,700	397,300
112	321,900	350,200	373,200	397,800
113	322,700	351,100	373,600	398,100
114	323,400	352,000	374,000	398,600
115	324,100	353,000	374,500	399,100
116	324,700	354,000	375,000	399,600
117	325,300	355,000	375,400	399,900
118	326,000	355,400	375,900	400,400
119	326,700	356,000	376,500	400,900
120	327,500	356,600	377,000	401,400
121	328,100	356,900	377,200	401,800
122	328,400	357,300	377,700	402,300
123	328,900	357,700	378,200	402,700
124	329,400	358,100	378,600	403,200
125	329,700	358,500	379,100	403,600
126		358,900	379,600	
127		359,300	380,100	
128		359,700	380,600	
129		360,100	380,900	
130		360,500	381,400	
131		360,900	381,900	
132		361,300	382,400	
133		361,500	382,700	
134		362,000	383,200	
135		362,400	383,600	
136		362,700	384,000	
137		363,000	384,300	
138		363,400	384,800	
139		363,900	385,300	
140		364,400	385,800	
141		364,700	386,100	

	142		365,200					
	143		365,700					
	144		366,200					
	145		366,500					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1)から(5)まで (略)</u></p> <p>3 <u>扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に</p>	<p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2)から(6)まで (略)</u></p> <p>3 <u>扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以</p>

ある子がいる場合における扶養手当の月額  
額は、前項の規定にかかわらず5,000円に  
当該期間にある当該扶養親族たる子の数  
を乗じて得た額を同項の規定による額に  
加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族  
の数の変更に伴う支給額の改定その他扶  
養手当の支給に関し必要な事項は、市規則  
で定める。

#### 第12条 削除

下「特定期間」という。）にある子がいる  
場合における扶養手当の月額額は、前項の規  
定にかかわらず5,000円に特定期間にあ  
る当該扶養親族たる子の数を乗じて得た  
額を同項の規定による額に加算した額と  
する。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族  
がある場合又は職員に次の各号のいずれ  
かに掲げる事実が生じた場合においては、  
その職員は、直ちにその旨を任命権者に届  
け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備する  
に至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者  
がある場合(扶養親族たる子又は前条第  
2項第3号若しくは第5号に該当する扶  
養親族が、満22歳に達した日以後の最  
初の3月31日の経過により、扶養親族  
たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった  
者に扶養親族がある場合においてはその  
者が職員となった日、職員に扶養親族で前  
項の規定による届出に係るものがない場  
合においてその職員に同項第1号に掲げ  
る事実が生じたときはその事実が生じた  
日の属する月の翌月(これらの日が月の初  
日であるときは、その日の属する月)から  
開始し、扶養手当を受けている職員が離職  
し、又は死亡した場合においてはそれぞれ  
その者が離職し、又は死亡した日、扶養手  
当を受けている職員の扶養親族で同項の  
規定による届出に係るものの全てが扶養  
親族たる要件を欠くに至った場合におい  
てはその事実が生じた日の属する月(これ  
らの日が月の初日であるときは、その日  
の属する月の前月)をもって終わる。ただし、

扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第12条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第12条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第12条の9第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する職員のための宿舍その他市規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払って

(地域手当)

第12条の2 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第12条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第12条の9第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(市が設置する職員のための宿舍その

他市規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2 及び 3 (略)

(単身赴任手当)

第 12 条の 9 (略)

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

いるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの

2 及び 3 (略)

(単身赴任手当)

第 12 条の 9 (略)

2 (略)

3 次に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(1) 国又は他の地方公共団体の一般職に属する職員

(2) 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 55 条に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法(昭和 40 年法律第 124 号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和 45 年法律第 82 号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に規定する土地開発公社、国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等その他その業務が市の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち市規則で定めるものに使

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第10条第1項の規定に基づく市規則で指定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第3条第1項,第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は,当該職員には,管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか,管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は,当該職員には,管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は,次の各号に掲げる区分に応じ,当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては,その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき,10,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第6条第2項から第9項まで及び第11条の規定は,定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

用される者(役員及び非常勤の者を除く。)

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 第10条第1項の規定に基づく市規則で指定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第3条第1項,第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は,当該職員には,管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか,管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は,当該職員には,管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は,次の各号に掲げる区分に応じ,当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき,10,000円を超えない範囲内において市規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては,その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第6条第2項から第9項まで,第11条,第12条及び第12条の3の規定は,定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に

<p>3 から 5 まで (略)</p> <p>(管理職手当等の支払方法)</p> <p>第 22 条 管理職手当, 地域手当, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は, 市規則で定める。</p>	<p>支給する場合には 100 分の 51.25 を乗じて得た額の総額</p> <p>3 から 5 まで (略)</p> <p>(管理職手当等の支払方法)</p> <p>第 22 条 管理職手当, <u>扶養手当</u>, 地域手当, <u>住居手当</u>, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は, 市規則で定める。</p>
--	--

(取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 85 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 市長, 副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は, 取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 20 条第 2 項, 第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と, <u>「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」とし</u>, 同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 市長, 副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は, 取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 20 条第 2 項, 第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」とし, 同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

第4条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用</p>

する。

号給	給料月額
1	<u>392,000 円</u>
2	<u>440,000 円</u>
3	<u>492,000 円</u>
4	<u>555,000 円</u>
5	<u>634,000 円</u>
6	<u>740,000 円</u>
7	<u>864,000 円</u>

2 及び 3 (略)

(給与条例の適用除外等)

第 7 条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」とする。

する。

号給	給料月額
1	<u>380,000 円</u>
2	<u>427,000 円</u>
3	<u>477,000 円</u>
4	<u>539,000 円</u>
5	<u>615,000 円</u>
6	<u>718,000 円</u>
7	<u>839,000 円</u>

2 及び 3 (略)

(給与条例の適用除外等)

第 7 条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」とする。

第 6 条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第 7 条 取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 4 条から第 6 条まで、第 9 条から第 11 条まで、第 12 条の 3 及び第 14 条から第 16 条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。	(給与条例の適用除外等) 第 7 条 取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 4 条から第 6 条まで、第 9 条から第 12 条まで、第 12 条の 3、 <u>第 14 条から第 16 条まで及び第 21 条</u> の規定は、特定任期付職員には適用しない。

<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、<u>第20条第2項及び第21条第2項第1号</u>の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、<u>給与条例第21条第2項第1号</u>中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項<u>及び第20条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>
--	---

(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 前3項に規定する基準月額は、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、<u>100分の12</u>を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬) 第17条 (略) 2及び3 (略) 4 前3項に規定する基準月額は、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、<u>100分の16</u>を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

第8条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(取手市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第 12 条 <u>令和 3 年改正法附則第 9 条第 6 項</u>に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(新地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条、次条、付則第 15 条及び第 17 条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される取手市職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 6 条第 1 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>6 新給与条例第 21 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)<u>附則第 9 条第 6 項</u>に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 新給与条例第 6 条第 2 項から第 9 項まで及び第 11 条の規定は、暫定再任用職員に</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(取手市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第 12 条 <u>令和 3 年改正法附則第 9 条第 2 項</u>に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(新地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条、次条、付則第 15 条及び第 17 条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される取手市職員の給与に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第 6 条第 1 項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>6 新給与条例第 21 条第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 63 号)<u>附則第 9 条第 2 項</u>に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> <p>7 新給与条例第 6 条第 2 項から第 9 項まで、<u>第 11 条、第 12 条及び第 12 条の 3</u>の規定</p>

は適用しない。

8 (略)

は、暫定再任用職員には適用しない。

8 (略)

## 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定並びに付則第4項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（同項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の取手市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(市規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市規則で定める。